

熊本県公報

第 1 1 4 5 8 号
平成 18 年 9 月 20 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○種畜証明書の交付……………(畜産課)	1
○"……………(")	2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………(高齢者支援総室)	2
○"……………(介護予防訪問介護)……………(")	2
○"……………(訪問介護)……………(")	3
○"……………(介護予防訪問介護)……………(")	3
○介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画……………(")	3
○平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項の一部を改正する要項(")	3
○道路の供用開始……………(道路保全課)	3
○"……………(")	4
○道路の区域変更……………(")	4
○"……………(")	4
○"……………(")	5
○国民健康保険組合所在地の変更……………(医療政策総室国保・老人医療室)	5
○指定居宅サービス事業所の指定(特定福祉用具販売)……………(高齢者支援総室)	5
○"……………(介護予防福祉用具販売)……………(")	6
公 告	
○基本測量の実施……………(監理課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	6
○"……………(")	7
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請(")	8
○"……………(")	8
○"……………(")	8
○"……………(")	9
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課)	9
○"……………(")	10
登 載 依 頼	
○平成 18 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催延期……………(土木技術管理室)	11
○熊本県屋外広告物審議会を開催……………(都市計画課)	12
○熊本県警察被害者支援管理システム開発委託業務に係る一般競争入札の実施……………(県警本部広報県民課)	12

告 示

熊本県告示第 951 号
 家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。
 平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 18 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
平成18年 8月21日	第1号	光重球磨 二	褐毛和種	1 級	熊本県農業研 究センター	合志市栄 3801

(月)	第 2 号	玉波姫	褐毛和種	1 級		
	第 3 号	菊光浦	褐毛和種	1 級		
	第 4 号	弦玉波	褐毛和種	1 級		
	第 5 号	福平 2	黒毛和種	1 級		
	第 6 号	糸平照	黒毛和種	1 級		
	第 7 号	北神茂	黒毛和種	1 級		
	第 8 号	初丸	褐毛和種	2 級		
	第 9 号	和朝	黒毛和種	1 級		
	第 10 号	玉波茂	褐毛和種	1 級		

熊本県告示第 952 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 18 年 8 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄及び馬の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 (平 18 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検 査 場 所
平成18年 8月22日 (火)	第 11 号	幸福芳	黒毛和種	2 級	社団法人 家 畜改良事業団 熊本種雄牛 センター	阿蘇郡西原村河 原大野 4332-16
	第 12 号	美福芳	黒毛和種	2 級		
	第 13 号	MR SMARTMAX	クォーターホー ス	級外	ブルーグラス	阿蘇郡高森町高 森 2814
	第 14 号	福五	黒毛和種	2 級	農事組合法人 山鹿酪農組 合	阿蘇郡産山村山 鹿 445

熊本県告示第 953 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
さんさん 宇城市松橋町曲野 3308-4	有限会社サンクスケア	平成 18 年 9 月 4 日

熊本県告示第 954 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
さんさん 宇城市松橋町曲野 3308-4	有限会社サンクスケア	平成 18 年 9 月 4 日

熊本県告示第 955 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛庵 宇城市小川町北新田 59 番地 6	有限会社ヤマノ	平成 18 年 9 月 4 日

熊本県告示第 956 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
愛庵 宇城市小川町北新田 59 番地 6	有限会社ヤマノ	平成 18 年 9 月 4 日

熊本県告示第 957 号

平成 18 年 8 月 7 日熊本県告示第 813 号（介護サービス情報の公表に係る報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画）の一部を次のように改正する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5 の別紙の表に次のように加える。

1697	4312 6117 02	訪問看護	医療法人 喜生会	古田 医院	菊池市七城町甲 佐町 296	平成 18 年 10 月	平成 18 年 11 月	平成 18 年 12 月	あすなろ 福祉サー ビス評価 機構
------	--------------------	------	-------------	----------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------------------

6 の（3）の次に「（4） 基準日以降に休止している介護サービスの提供を再開しようとする介護サービス事業者の取扱い 休止している介護サービスの提供を再開しようとする日の 2 週間前までに、施行規則別表第 1 及び施行規則別表第 2 に係る情報を指定情報公表センターに提出することとする。」を加える。

熊本県告示第 958 号

平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項の一部を改正する要項
平成 19 年度熊本県老人福祉施設等整備要項（平成 18 年熊本県告示第 788 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「・改修等」を削る。
別表整備種別の欄中「・改修」を削る。
附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 959 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

一般県道	囲碁用線	下益城郡美里町三加字中畑 同町三加字中島	435 番 1 地先から 1992 番 1 地先まで	550.0	単道改
------	------	-------------------------	-------------------------------	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 960 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	212 号	阿蘇郡小国町大字下城字下築瀬 同 所	3518 番 3 地先から 1636 番 14 地先まで	200 交安一種

2 供用を開始する期日 平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 961 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	田迎木原 線	上益城郡嘉島町大字犬渕字中須 同 所	前	44.0	150.0	
			後	56.8		
			前	46.0	150.0	
			後	57.4		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 962 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		球磨郡球磨村大字渡丙字中園又		10.4		

一般 国道	219 号	同 所	369 番 3 地先から	前	～	16
					11.4	
			369 番 3 地先まで	後	10.4	16
					～	
					17.4	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 963 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 国道	266 号	熊本市本荘五丁目 214 番 9 地先から 同市下通二丁目 500 番 2 地先まで	前	5.0 ～ 25.0	155.3	代継橋架 け替え
		熊本市本荘五丁目 229 番 地先から 同市下通二丁目 500 番 2 地先まで		17.5 ～ 35.8	247.9	
		熊本市本荘五丁目 214 番 9 地先から 同市新鍛冶屋町 500 番 1 地先まで	後	5.0 ～ 17.8	133.7	
		熊本市本荘五丁目 229 番 地先から 同市下通二丁目 500 番 2 地先まで		17.5 ～ 35.8	247.9	

2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 964 号

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 27 条第 4 項の規定により、規約の変更の届出があった。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

組合の名称	変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
熊本県歯科医師国民健康保険組合	事務所の所在地	熊本市坪井二丁目 3 番 6 号	熊本市坪井二丁目 4 番 15 号	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 965 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンリフォーム 熊本市新大江二丁目 26 番 10 号	株式会社サンリフォーム	平成 18 年 9 月 20 日

熊本県告示第 966 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社サンリフォーム 熊本市新大江二丁目 26 番 10 号	株式会社サンリフォーム	平成 18 年 9 月 20 日

公 告**熊本県公告第 694 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（火山土地条件図「くじゅう連山」作成）	平成 18 年 6 月 12 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで	阿蘇市、南小国町、小国町及び産山村

熊本県公告第 695 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド人吉店
人吉市中林広鶴 1838-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番 11 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番 11 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 5 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,343 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
99 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
253 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
125 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 18 年 8 月 31 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成 18 年 9 月 20 日から平成 19 年 1 月 20 日まで

熊本県公告第 696 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド山鹿店
山鹿市字黒田 713 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
合資会社いわさき 無限責任社員 岩崎耕二
宇城市松橋町曲野 121 番地 1
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇
群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番 11 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 5 月 1 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,350 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
100 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
19 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
253 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
125 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 8 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 18 年 8 月 31 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 18 年 9 月 20 日から平成 19 年 1 月 20 日まで

熊本県公告第 697 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 29 日
- 2 名称
NPO 法人クローバーアート

- 3 代表者の氏名
甲斐 浩二
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市龍田弓削二丁目 7 番 118 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害のある方々に対して生活の向上と社会参加及び生きがいを作り、社会に対し啓発活動等に関する事業を行い、思いやりのある社会作りと社会福祉を推進することを目的とする。

熊本県公告第 698 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 25 日
- 2 名称
NPO 法人重宝会
- 3 代表者の氏名
山方 重義
- 4 主たる事務所の所在地
天草市倉岳町宮田 1230 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者等不特定多数の人々に対して、認知症対応型共同生活介護事業等を行い、入居者の意思及び人格を尊重し、地域や家庭との結び付きを重視すると共に、居宅において日常生活を営むために必要な保健、医療、福祉サービスの適切な利用ができるよう要介護者の依頼を受けて、その心身状況、及び環境について要介護者や家族の希望等を勘案した居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成を行うことにより、福祉の増進を図り、住み良い明るい町づくりに貢献することを目的とする。

熊本県公告第 699 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 8 月 29 日
- 2 名称
NPO 法人花梨の家
- 3 代表者の氏名
右田 計次
- 4 主たる事務所の所在地
荒尾市荒尾 1694 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活し、働くことを希望する障害者の権利を守り、障害や疾病の軽重に関わらず、一人ひとりがその役割を担い社会に参加することを旨とし、この活動を通じて障害者の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

熊本県公告第 700 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 9 月 1 日
- 2 名称
特定非営利活動法人熊本すずらん会
- 3 代表者の氏名
西島 衛治
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市春日一丁目 14 番 27 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、脳卒中者をはじめとする不特定多数の方に対して、健康と福祉の向上及び相互の情報交換や交流に関する事業を行ない、脳卒中者の自立と社会参加を支援するとともに、県民が安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 701 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 9 月 1 日
- 2 名称
特定非営利活動法人コレクティブ
- 3 代表者の氏名
川原 秀夫
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市小糸山町 771 番地の 5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、要援護者及びその家族等に対して、保健、医療又は福祉の増進、及び安心して住める町づくりと人権の擁護を図る活動に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 702 号

天草市本渡土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	梶 山 學	天草市本渡町本戸馬場 2930 番地 4
"	山 下 富加司	天草市本渡町本戸馬場 395 番地
"	植 田 繁 雄	天草市本渡町本渡 1094 番地 1
"	池 田 三十四	天草市下浦町 4359 番地
"	池 田 憲 昭	天草市下浦町 9525 番地
"	宮 崎 武 久	天草市志柿町 3250 番地 1
"	平 田 巡	天草市本町本 6901 番地
"	倉 田 博 次	天草市本町本 607 番地
"	立 田 陽次郎	天草市佐伊津町 4860 番地
"	梅 本 秀 幸	天草市亀場町食場 1277 番地 2
"	山 下 昭	天草市柵宇土町 425 番地
"	畑 山 勝	天草市宮地岳町 4516 番地
"	西 口 文 克	天草市宮地岳町 6362 番地
"	塩 田 實 治	天草市楠浦町 10375 番地
"	塩 先 康 雄	天草市楠浦町 222 番地
"	宗 像 喜代三	天草市楠浦町 2862 番地
"	宗 像 信 親	天草市楠浦町 1840 番地 1
"	立 尾 勝 信	天草市楠浦町 4307 番地
"	安 田 公 寛	天草市本渡町本戸馬場 1040 番地 1
"	新 勲	天草市本渡町広瀬 19 番地 2
監事	園 田 松 次	天草市本渡町本戸馬場 915 番地
"	倉 田 一 敏	天草市志柿町 813 番地
"	浦 上 篤	天草市楠浦町 6147 番地
就任		
理事	梶 山 學	天草市本渡町本戸馬場 2930 番地 4
"	山 下 富加司	天草市本渡町本戸馬場 395 番地

”	植 田 繁 雄	天草市本渡町本渡 1094 番地 1
”	池 田 三十四	天草市下浦町 4359 番地
”	池 田 憲 昭	天草市下浦町 9525 番地
”	宮 崎 武 久	天草市志柿町 3250 番地 1
”	倉 田 博 次	天草市本町本 607 番地
”	高 瀧 良 吉	天草市本町本 6863 番地 8
”	立 田 陽次郎	天草市佐伊津町 4860 番地
”	梅 本 秀 幸	天草市亀場町食場 1277 番地 2
”	山 下 昭	天草市朽宇土町 425 番地
”	畑 山 勝	天草市宮地岳町 4516 番地
”	西 口 文 克	天草市宮地岳町 6362 番地
”	塩 田 實 治	天草市楠浦町 10375 番地
”	塩 先 康 雄	天草市楠浦町 222 番地
”	宗 像 信 親	天草市楠浦町 1840 番地 1
”	鬼 塚 虎 男	天草市楠浦町 2406 番地
”	桑 野 正 文	天草市楠浦町 5016 番地 2
監事	園 田 松 次	天草市本渡町本戸馬場 915 番地
”	有 江 太 平	天草市志柿町 3064 番地
”	浦 上 篤	天草市楠浦町 6147 番地

熊本県公告第 703 号

玉名市玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 18 年 9 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	浦 田 勝	玉名市岱明町野口 2077 番地 2
”	高 壽 哲 哉	玉名市大浜町 2490 番地
”	吉 田 勝 也	玉名市天水町小天 8304 番地
”	松 倉 秀 美	玉名市岱明町鍋 212 番地
”	立 野 興 一	玉名市横島町横島 9786 番地
”	橋 本 孝 明	玉名郡長洲町大字長洲 1766 番地 1
”	西 山 勇 毅	熊本市河内町白浜 833 番地
”	武 澤 諫	玉名市上小田 1528 番地 6
”	福 島 重 之	玉名市下 1003 番地
”	小 山 勝 良	玉名市横田 366 番地 1
”	川 上 昭 一	玉名市川島 730 番地 2
”	蓑 田 凱 彰	玉名市大浜町 2424 番地
”	永 田 忠 也	玉名市大浜町 3826 番地 1
”	平 田 恵 一	玉名市岩崎 882 番地
”	田 上 二 男	玉名市滑石 1726 番地 1
”	西 田 忠 史	玉名市滑石 934 番地 2
”	原 田 明	玉名市岱明町高道 2757 番地
”	外 田 浩	玉名市岱明町高道 498 番地 1
”	岡 本 光 次	玉名市岱明町鍋 1732 番地
”	前 川 孝 啓	玉名市横島町横島 7052 番地
”	菊 川 哲 生	玉名市横島町横島 11366 番地
”	宮 本 洋 一	玉名市横島町横島 3014 番地
”	平 川 信 行	玉名市横島町横島 4855 番地

”	荒 木 眞 一	玉名市大浜町 5321 番地
”	吉 田 廣 明	玉名市天水町小天 6568 番地 1
”	徳 永 昭 一	玉名市天水町竹崎 400 番地 1
”	西 山 利 修	玉名郡長洲町大字上沖州 259 番地 2
監事	木 村 忠 之	玉名市横島町横島 9381 番地
”	小 柳 計 祐	玉名市大浜町 1011 番地 21
”	金 井 進	玉名市岱明町下沖州 262 番地
就任		
理事	浦 田 勝	玉名市岱明町野口 2077 番地 2
”	島 津 勇 典	玉名市山田 1640 番地
”	吉 田 勝 也	玉名市天水町小天 8304 番地
”	松 倉 秀 美	玉名市岱明町鍋 212 番地
”	立 野 興 一	玉名市横島町横島 9786 番地
”	橋 本 孝 明	玉名郡長洲町大字長洲 1766 番地 1
”	津 田 征 士 郎	熊本市河内町白浜 874 番地
”	武 澤 諫	玉名市上小田 1528 番地 6
”	田 畑 久 吉	玉名市伊倉南方 1270 番地 2
”	小 山 勝 良	玉名市横田 366 番地 1
”	嶋 村 勝 博	玉名市小島 1078 番地
”	蓑 田 凱 彰	玉名市大浜町 2424 番地
”	池 本 吉 秋	玉名市大浜町 3382 番地
”	小 山 博 幸	玉名市両迫間 1035 番地
”	田 上 二 男	玉名市滑石 1726 番地 1
”	井 上 陽 一	玉名市滑石 3039 番地 2
”	北 川 康 幸	玉名市岱明町浜田 2836 番地 3
”	外 田 浩	玉名市岱明町高道 498 番地 1
”	岡 本 光 次	玉名市岱明町鍋 1732 番地
”	上 村 忠 廣	玉名市横島町横島 8804 番地
”	木 村 忠 之	玉名市横島町横島 9381 番地
”	森 山 重 則	玉名市横島町大園 31 番地
”	平 川 信 行	玉名市横島町横島 4855 番地
”	薄 田 一 敏	玉名市横島町共栄 404 番地
”	吉 田 廣 明	玉名市天水町小天 6568 番地 1
”	上土井 博 文	玉名市天水町部田見 2162 番地
”	西 山 利 修	玉名郡長洲町大字上沖州 259 番地 2
監事	菊 川 和 彦	玉名市横島町横島 11423 番地 3
”	平 田 恵 一	玉名市岩崎 882 番地
”	中 川 弘 之	玉名市岱明町下沖州 847 番地

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第 3 号

平成 18 年度第 3 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催を次のとおり延期する。
 なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 9 月 8 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 開催変更日時
平成 18 年 10 月 12 日（木）
13 時 30 分から 17 時 00 分まで
- 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県庁本館 5 階 審議会室

3 議題

- (1) 平成 18 年度熊本県公共事業再評価対象事業について（詳細審議）
 (2) その他

4 傍聴者の定員
10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
 （電話 096-383-1111 内線 6052）

熊本県屋外広告物審議会公告第 1 号

熊本県屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県屋外広告物審議会

1 開催日時

平成 18 年 9 月 27 日（水）
 午後 1 時 30 分から

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県庁本館 5 階 審議会室

3 議題

- (1) 会長選出
 (2) 特例許可について（熊本県屋外広告物条例第 11 条第 2 項関係）

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県屋外広告物審議会事務局（熊本県土木部都市計画課景観整備室景観班）
 （電話 096-333-2524）

熊広県公告第 373 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 9 月 20 日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
 熊本県警察被害者支援管理システム開発業務
 (2) 委託業務の内容
 入札説明書及び仕様書のとおり
 (3) 委託期間
 契約締結の翌日から平成 19 年 3 月 31 日まで
 (4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県警察被害者支援管理システム開発業務に要する費用とする。
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報

- 処理業務(取扱業種①情報システムに関する企画、設計、開発、維持管理等②情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発、維持管理等)に登録された者であること。
- (2) 過去 5 年の間に国又は地方公共団体において本システムと同種同規模又はそれ以上のシステムを開発し、納入した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6 の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 9 月 20 日(水)から平成 18 年 10 月 3 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 9 月 20 日(水)から平成 18 年 10 月 4 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室(熊本県庁西側事務棟 2 階)
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110(内線 2193)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 9 月 20 日(水)から平成 18 年 10 月 3 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 18 年 10 月 12 日(木)午後 2 時から
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室
- (4) 入札書の提出方法
6 の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 10 月 11 日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積った契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

- 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。